

暴走族の取締り

◎ 暴走族とは

道路交通法第68条(共同危険行為等の禁止)違反、その他道路における自動車等の運転に関し、著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼす行為を集団的に行い、又は行うおそれがある者をいいます。

○ 暴走族の移り変わり

昭和40年代後半～平成10年代

- 数百台での集団暴走
- 対立抗争等暴走族の凶悪化
- ノーヘル、違法改造バイク



平成20年代～

- 暴走族グループの減少
- SNS等で参加を募る
- ヘルメット着用、運転免許取得者が多い
- 二輪車より、スクーターが多い



暴走族対策

- 少年、暴力団対策部門と連携した多角的な取締りによる暴走族構成員の検挙
- 暴走に使用された不正改造車両の押収や不正改造業者の摘発
- 暴走族に対する暴力団の影響力の排除
- 暴走族グループへの加入阻止
- 暴走族からの離脱・立ち直り支援
- 関係機関・団体、自治体等との連携